

新潟市大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例

平成20年9月30日

新潟市条例第50号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号に掲げる特別用途地区として定める大規模集客施設制限地区内における建築物の建築の制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）の定めるところによる。ただし、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 集客施設 法別表第2（か）項に掲げる用途（同項の規定により政令で定めるものを含む。）に供する建築物をいう。

(2) 店舗面積 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第1項に規定する店舗面積をいう。

(大規模集客施設制限地区内の建築制限)

第3条 大規模集客施設制限地区内においては、集客施設でその用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え、かつ、その店舗面積の合計が3千平方メートルを超えるものは、建築してはならない。

(既存建築物に対する制限の緩和)

第4条 法第3条第2項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条の規定は適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により前条の規定の適用を受け

ない建築物について、同項の規定により引き続き同条の規定（同条の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定並びに新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成8年新潟市条例第21号）第4条及び第8条の3の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築後の店舗面積の合計は、基準時における店舗面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(4) 用途の変更（令第137条の17に規定する類似の用途相互間におけるものを除く。次項において同じ。）を伴わないこと。

2 法第3条第2項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物について、用途の変更を伴わない大規模な修繕又は大規模な模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定は適用しない。

（既存建築物の用途変更に係る類似の用途）

第5条 令第137条の18第3項の規定により指定する類似の用途は、当該建築物が令第137条の17各号に掲げる用途のいずれかである場合におけるそれぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。

（その他）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（罰則）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 法第87条第2項において準用する第3条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年条例第17号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。